

厚生労働省 老健局 ご担当者様

2021年12月16日

質 問 書

介護の崩壊をさせない実行委員会
特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
ACTたすけあいワーカーズ・コレクティブ連合
特定非営利活動法人ACT・人とまちづくり
神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会
生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会
東京・生活者ネットワーク
神奈川ネットワーク運動
ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

この度の岸田首相が打ち出した介護職への報酬アップの財源と内容について質問します。

12月8日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、「介護現場で働く方々の収入の引上げ（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」・令和3年度補正予算等）が議題となり、概要が報告されました。概要は以下の通りと認識しております。

介護現場で働く方々の収入の引上げ

（2021年度補正予算案：1,000億円）検討中（P.5）

対象期間：2022年2月～9月の賃金引上げ分

（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う）

補助金額：対象介護事業所の介護職員（常勤換算）

1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。

対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、

各事業所の総報酬にその加算率を乗じた額を支給。

取得要件：処遇改善加算1～3のいずれかを取得している事業所

（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）等

※訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、

特定福祉用具販売、居宅療養管理指導、
居宅介護支援は対象外（予防給付を含む）。

対象となる職種：介護職員

※事業所の判断により、他の職員の処遇改善に

この処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

交付方法：対象事業所は都道府県に対して申請し、

対象事業所に対して補助金支払（国費10/10、約999.7億円）。

報道によれば、既存の処遇改善の制度に整合性を持って進めようとしているようですが、かなり無理があるように感じます。話し合いは、全世代型社会保障構築会議と公的価格評価検討委員会の合同会議で行われているようですが、恒久的な財源の話は出てきていません。やはり保険料の値上げから報酬をあげる方向なのでしょうか？

また、非常勤がかなりを占める介護職に対し、どのように報酬を上げるのか見えてきません。報酬は上げるが、利用者の負担も増えるでは、ただでさえ医療保険をはじめ社会保障の負担が増える中、介護保険サービスの利用控えや、必要な方に必要な介護サービス提供をできなくなります。

介護職への報酬アップは我々介護職にとっては、とてもありがたいことですがその財源と内容についてお答えください。

また、介護事業所の現場では、次のような課題も認識しています。
例えば介護福祉士の人数割合です。

加算方式は利用者の負担になり、市内の他の事業所が加算を付けていないために、横並びで加算を付けていない状況が見られます。介護福祉士の人数割合の基準を満たし、加算を付けられるのにもかかわらず、地域の事業所間で足並みを揃えてしまうのです。加算による報酬アップでは、このような事態が生じていることは一つの事実であり、ただでさえ人手不足の介護職の安定した確保のためには、基本報酬のアップが重要であり急がれると考えます。

ご回答をよろしく願いいたします。

以上